

令和8年度滋賀デスティネーションキャンペーン連動企画：
滋賀県立琵琶湖博物館特別ミュージアムツアー造成業務委託仕様書

1. 業務の趣旨

琵琶湖博物館は「湖と人間」がよりよい共存関係を構築し、次代を担う人が育つ交流の拠点として、平成8年に開館し、令和8年10月に開館30周年を迎えるところである。

また、令和9年度には、27年ぶりとなるJR6社共同のデスティネーションキャンペーンを本県で開催することから、当館の魅力を最大限にPRする絶好の機会となるため、これまで当館が実施してきた各種事業やナイトミュージアム等の開催実績を踏まえ、継続的なツアーの販売につなげ、当館のさらなる認知度向上や来館者の増加につながる事業を実施する。

2. 委託業務の名称

滋賀県立琵琶湖博物館特別ミュージアムツアー造成業務

3. 業務期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月31日まで

4. 目標

新たに4件以上をツアー造成し、ツアー参加者へのアンケート結果において、今後の類似ツアーに対する推奨度を90%以上とする。

5. 業務内容

(1) 特別ミュージアムツアー造成事業

旅行業法に定める業務については、旅行業および旅行業者代理業の登録事業者が実施すること。

ア 当館のナイトミュージアムを含めた特別ナイトミュージアムツアーの造成を行うこと。

- ・実施予定時期：令和8年（2026年）12月18日（金）、19日（土）、20日（日）周辺
- ・造成件数（ツアーの種類）：3件以上
- ・実施日数：3日以上
- ・ナイトミュージアム開館時間：18時～20時30分（予定）
- ・ツアー対象：団体、個人を問わないが、うち1件は県内ホテルでの宿泊付きのプレミアムナイトツアーを実施すること。
- ・各回定員：概ね400名前後。募集方法は問わない（オンライン等も可能とする）。
- ・運営：通常開館と同様とする。

※委託業務を担う展示交流員、水族スタッフ、警備員等を配置する。展示交流員の配置にかかる費用184,000円/日（ナイトミュージアム分、消費税および地方消費税相当額を含む）、駐車場等の警備等業務にかかる警備員配置の費用139,000円/日（ナイトミュージアム分、消費税および地方消費税相当額を含む）、展示室設備および水族展示の維持にかかる費用45,000円/日（ナイトミュージアム分、消費税および地方消費税相当額を含む）は本委託業務の委託料に含めず、ツアー代金に包含すること。

※ナイトミュージアムに合わせて行うコンサート等イベント費用600,000円（3日分、消費税および地方消費税相当額を含む）程度については本委託業務の委託料に含めており、受託者から支払うこと。

- ・特別照明：プロジェクションマッピングやスポットライト、色照明等を使用した博物館の演出を行う。

※特別夜間照明企画として、博物館と協議の上決定した業者と連携したナイトコンテンツを制作する。当該制作および実施にかかる費用5,500,000円（消費税および地方消費税相当額を含む）程度については、本委託業務の委託料に含めており、受託者から支払うこと。

- ・入館料・バス駐車場代：通常料金と同様とする。

イ 水中ドローンを活用した湖底遺跡探検や水辺の生物観察、プランクトン観察等の学芸員解説付きツアーを核とした特別ミュージアムツアーを複数造成すること。可能な限りクルーズ船を活用したツアーとすること。

- ・実施予定時期：10月～12月
- ・造成件数（ツアーの種類）：2件以上
- ・実施日数：各ツアー1日以上
- ・各回定員：概ね20名程度。募集方法は問わない(オンライン等も可能とする)。
- ・運営：対応する学芸員による特別解説以外の運営については、受託者が実施すること。
※学芸員への謝礼については、受託者が参加者から徴収し、当館へ支払うこと。
- ・特別ツアーコンテンツ造成：新たに造成する特別ツアーについては、必ずテストを実施すること。水中ドローンにかかる購入費用660,000円(消費税および地方消費税相当額を含む)、プランクトン観察用顕微鏡にかかる購入費用154,000円(消費税および地方消費税相当額を含む)、その他モニター等機器の購入等費用110,000円(消費税および地方消費税相当額を含む)、クルーズ船レンタル費用396,000円(テストレンタル含む、消費税および地方消費税相当額を含む)については、本委託業務の委託料に含めており、受託者から支払うこと。

(2) 滋賀デスティネーションキャンペーンと連動したツアー広報・宣伝活動

ア WEB媒体、チラシ、ポスター、パンフレット等によるツアー販売にかかる広報・宣伝活動を実施すること。

- ・WEBデザイン制作：各ツアー分
- ・パンフレット制作(既存パンフレットと共通でも可)
- ・WEB案内、チラシ、ポスター、パンフレット等のデザインレイアウトを提案し、当館との協議により決定の上、制作したパンフレット等を効果的に配布すること。
- ・使用する写真等については、原則として受託者が入手することとし、これにかかる費用についても本委託業務に含めることとする。ただし、ナイトミュージアムや当館の外観など当館が所有する写真データは提供する。

イ 有料広告の掲出

- ・ツアー参加者の増加につながる広告のデザインおよび掲出を行うこと。
- ・利用媒体はインターネット、SNS、交通、新聞・雑誌広告等とし、当該媒体との契約は受託者が行うこと。内容等については滋賀デスティネーションキャンペーンの趣旨を踏まえ、協議の上決定する。

(3) 今後の継続的な展開の検討

本委託業務で造成、販売したツアーについて、令和9年度の滋賀デスティネーションキャンペーンの実施および令和10年度のアフターデスティネーションキャンペーンでの実施に向けた検討を行い、今後の継続的な展開に効果的な取組があれば提案すること。

(4) 定例会議の実施

開催頻度は月1回程度とし、受託者は前月分の各ツアーの造成状況や広報・宣伝活動にかかる報告、議事録の作成を行うこととする。定例会議についてはZOOM等のweb会議も可能とする。

(5) 業務完了報告書の作成

業務終了後、速やかに報告書を1部提出すること。

6. 委託料の請求および支払い

精算払いとする。

7. 留意事項

(1) 本仕様書に定めのない事項および本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、双方協議の上決定

する。

- (2) 本業務委託に伴う成果物の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含む）は滋賀県から委託料が支払われたときに譲渡するものとする。
- (3) 別添「琵琶湖博物館第三次中長期基本計画（※1）」、「琵琶湖博物館要覧（※2）」、「琵琶湖博物館年報（※3）」を熟読の上、ふさわしい内容を提案すること。

データについては以下よりダウンロードをお願いします。

※1 <https://www.biwahaku.jp/uploads/ddc4eed24fa2aea4e19ca7fe2745a571edae6b28.pdf>

※2

https://www.biwahaku.jp/uploads/%E7%AC%AC13%E7%89%88%E8%A6%81%E8%A6%A72025_%E8%A1%A8%E7%B4%99%E5%90%88%E4%BD%93%E7%89%88.pdf

※3 <https://www.biwahaku.jp/publication/report/>

- (4) その他、業務内容に変更がある場合には毎月開催する定例会議の中で協議の上決定する。
- (5) 個人情報の取扱い等に留意し、業務内容についての守秘義務を遵守すること。